

ロカルノ協定第3条に基づき設置された専門家委員会によって
1971年9月17日及び1993年3月15日の会合において採択された

勧告

ロカルノ協定第3条に基づき設置された専門家委員会は、1971年9月17日及び1993年3月15日の会合において、ロカルノ同盟の構成国に対して、公式文書及び意匠の登録及び更新に関する刊行物に、次のような方法で意匠の国際分類を使用することを勧告する。

- (a) クラスの番号はアラビア数字で示す。サブクラスの番号も又、同様にアラビア数字で示すが、しかし当該番号は常に二桁の数字を持たなければならない。従って、サブクラスについては、1から9までの番号はその前に0を加える。クラスの番号は、ダッシュによってサブクラスの番号と分ける（例えば、クラス1、サブクラス4は、「1-04」のように示されることになる）。
- (b) クラス及びサブクラスの番号の前に、「Cl.」 という略語を入れる（例えば、Cl. 1-04）。
- (c) いくつかのクラス又はサブクラスの番号を一つのかつ同一の寄託について示さなければならない場合には、当該クラスを、セミコロンによって分け、またサブクラスはコンマによって分ける（例えば、Cl. 8-05, 08; 11-01）。
- (d) クラス及びサブクラスの番号の前には、「LOC」の略号を付し、意匠が分類された版に従ってその版を丸かっこの中にアラビア数字で示す（例えば、LOC (11) Cl. 8-05）。